

# 民事信託における専門職士業と金融機関との関わり ～よこしん『家族信託の取組み』について～

日時: 令和2年8月6日(木) 13:30～

会場: 神奈川県行政書士会 大会議室

横浜信用金庫    ソリューション支援部  
上席推進役    岡 真澄



横浜信用金庫

# 横浜信用金庫 概要



創 業 大正12年7月

預金積金 1,838,404百万円

貸 出 金 1,033,052百万円

役 職 員 数 1,302人

店 舗 数 61店舗

当期純利益 1,814百万円

自己資本比率 9.72%

(令和2年3月末)

# 超高齢社会

## 社会的背景

総人口に占める65歳以上の割合が21%を上回る社会をいう。  
日本は2013年現在で**25%**であり既に『**超高齢社会**』にある。

「高齢化社会(7%以上)」から「高齢社会(14%以上)」へとステージが進むのにかかった時間は、日本が**24年**なのに対し、ドイツが**42年**、フランスは**114年**。  
**ものすごいスピード**で高齢化が進んでいるため、様々な問題が起きている。

○2025年問題（団塊の世代が皆75歳以上の後期高齢者となる）

- ・65歳以上の人口が3,500万人となる。国民の3人に1人の割合。
- ・その内認知症患者が700万人、軽度認知症障害者が600万人の合計1,300万人となる予想。これは高齢者の5人に1人、国民の10人に1人の割合（2012年現在認知症患者462万人）

法人

問題発生

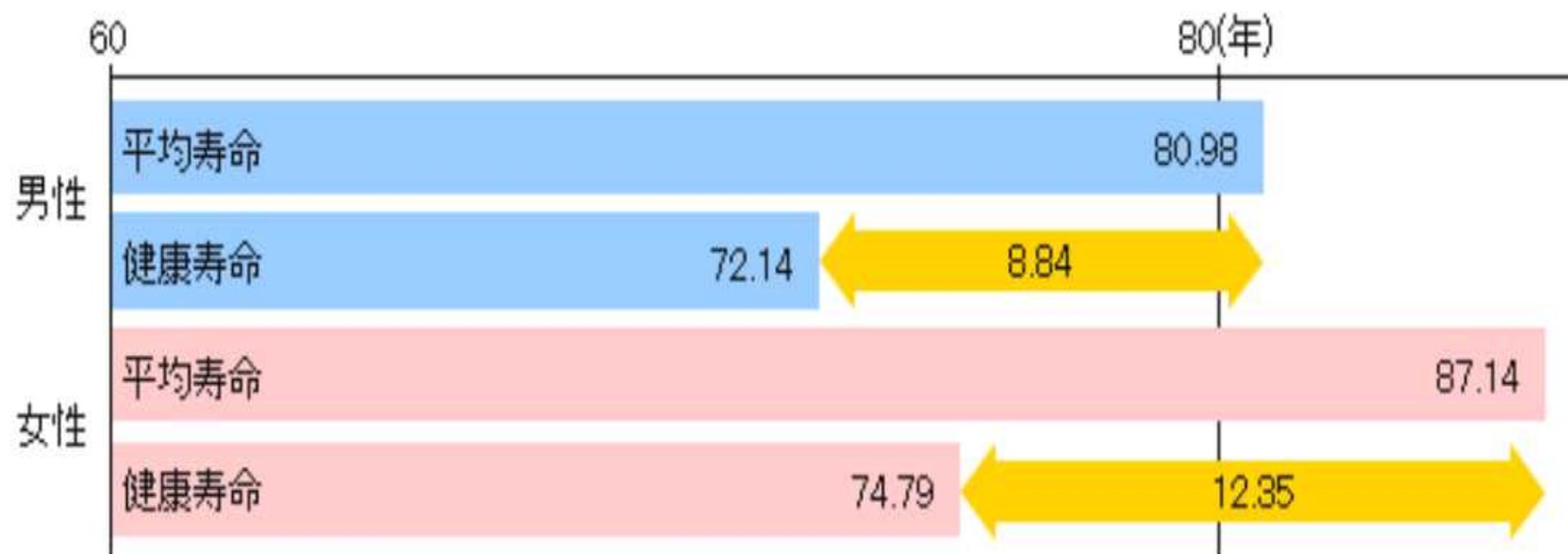
個人

- ・後継者問題
- ・技術の承継
- ・労働力不足
- ・購買力低下

- ・相続(税)
- ・介護

・認知症

## ■ 平均寿命と健康寿命の差:2016年



<厚生労働省「第11回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料」(平成30年3月)>

公益財団法人 生命保険文化センター HPより

# 1. 民事信託をはじめたきっかけ

- 平成27年に顧問司法書士による本部職員への研修
- 当時の金融サービス部顧客相談室が興味を持ち、都内の信用金庫(2金庫)に調査を開始
- 同年末に調査結果を報告書にまとめる(動きなし)
- 翌平成28年初に顧客より民事信託を活用したアパルトローンの相談があったが営業店で断ってしまう
- これを機に常務理事より本格的に取り組むよう指示があり、融資部、事務部、リスク管理統括部をまとめ同年9月に事務取扱を開始(新たな要領なし)

## 2. 先行していた都内2金庫を参考

- ST信金

- 慎重型（**主要顧客**の流出防止・差別化）

- 推進者・・・役員が信託銀行出身

- 現状の事務規定の範囲内で運用

- SB信金

- 積極拡大型（不動産業者も対象に）

- 推進者・・・外部から招聘（信託銀行）

- 預金事務要領から作成し直している

※2金庫の方針の違いはリバースモーゲージへの取組みにも表れている

### 3. 事務取扱手順書作成に至る経緯

- 当金庫内には信託業務に係わった**人材は皆無**
- **問題点**・・・**コストとプロフィットのバランス**。よって営業推進部署は立上げに参画しなかった
- **方針**・・・相談業務、口座作成は無料(現在有料)とし、相続対策でアパートローン<sup>o</sup>を信託にて行う顧客をメインターゲットとし、**金利・融資事務手数料を収益源**とした
- 専門家、特に信託契約書の作成に係わる**弁護士**を探すが県内に**見つからず**→東京の弁護士に依頼
- 当初信託口座作成のみ(融資なし)の場合は信託契約は**チェックしない方針**であった

## 4. 信託口座作成のみの場合（融資なし）

- 信託は『**契約**』によるもののみのみで**公正証書に限定**、専門家である**士業が作成**したものに限る（事務に限界）
- 士業はほとんどが**司法書士**からでリピーターも多い
- たまに弁護士からあるが行政書士からはあまりない
- 公正証書化する前に**本部でチェック（当金庫職員）**
- 信託契約の**内容に責任を負わない**という特約書を頂くも契約内容に**不備が多数あり、結果チェック**をしている
- 委託者と受託者の本人確認が必要

※圧倒的に口座作成のみが多い。預金のみもあるが信託財産に不動産（特に自宅）ありが少なくとも半分は占める

## 5. 融資(アパードローン(AP))がある場合

- 営業店に相談段階から本部専門職員が加わる
- 立地、家族構成等から取上げ可能か判断する
- 審査部門の事前承認を取る
- 協定先弁護士に信託契約書作成(修正)を依頼
- 当金庫に元々APがある場合・・・併存的債務引受け
- 他行に元々APがある場合・・・肩代わりが必要となる

※委託者が債務者のまま信託財産責任負担債務とする内容の信託契約書は不可

## 6. 信託口座の機能等

- 口座名義は、『受益者〇〇 信託受託者△△』
- 利子税は分離課税(受益者が負担という考え)
  - 融資の際受益者も出資者の必要あり(員外は×)
- 倒産隔離機能(CIFを個別管理)あり
  - 差押えがあった場合誰に対するものか判断が困難  
よって実務的には一度口座を凍結し弁護士と相談  
その後調査の上判断することとなる
  - 差押えより受託者に相続が発生したときに有効

## 7. 他行庫との信託口座の違い

- キャッシュカードが作れる
- 僚店取引も可能(口座作成店舗以外で入出金可)
- インターネットバンキングも可能(個別対応)
- 今後の課題としてマネーロンダリング対策
- 口座開設手数料は有料(5万円＋消費税)
- 当初は無料、令和2年4月から有料(事務負担)

## 8. 任意後見制度・遺言との関係

- 民事信託はコストが大きいので任意後見や遺言のみで十分な場合(財産、家族関係等)は**無理に勧めない**
  - 基本的には、信託契約、任意後見、遺言は**ワンセット**で作成するのがベスト
- 信託契約・・・承継者による財産管理(認知症対策)
- 任意後見・・・身上監護
- 遺言・・・生活資金等の信託財産以外の承継対策

# 遺言書や成年後見人制度との違い

	財産活用	遺言書	成年後見	民事信託
生前	守る	—	○	○
	本人のために活かす	—	△	○
	家族のために活かす	—	×	○
相続後	遺す	○	—	○
	先々まで遺す	×	—	○
費用	初期費用	○	○	△
	ランニングコスト	—	△	○

## 9. 信託契約書の注意点 ①信託目的

- 基本は委託者の幸福・安定的な生活を維持していくため
- 受託者が相続税を軽減する目的のみのものは受け付けていない

(例) 暦年贈与を繰り返しているが認知症リスクが高まったため、信託目的に承継者等への贈与を認めるもの

- 相続税対策のAP建築を可能とする目的は、委託者本人の意思確認や妥当な計画と判断した場合はOK  
→逆に目的にはっきりと謳って頂く方がやりやすい

## 9. 信託契約書の注意点 ②委託者

- 委託者兼受益者がほとんど(贈与税回避)。過去に別人であったのは受益者が障害者のときぐらい
  - 相続財産を委託者の死亡保険金としたものは謝絶
- 『委託者の地位は相続によって承継されない』とする
  - 信託法第147条の裏返しで遺言による信託以外は委託者の地位は相続により承継されるので、相続人の間での争いを回避するため
- 『その地位は受益権とともに受益者に移転する』とする
  - 相続人である帰属権利者が不動産をもらう場合委託者の地位も相続されないと登録免許税が減免されない

# 《信託終了時の所有権移転登記》

- 信託終了によって受託者名義から帰属権利者に所有権が移転する際の登録免許税は、**帰属権利者が委託者の相続人**の場合は**4**／1000、それ以外は**20**／1000
- 即ち委託者死亡時にその地位を誰も相続しないと帰属権利者は相続人扱いとならなくなる(20／1000)
- 委託者の地位を次の受益者にのみ移転することによって相続人間の争いを極力減少させ、且つ登録免許税の節税を図る

## 9. 信託契約書の注意点 ③受託者

- ほとんどが相続人である子供。たまに子供がいない場合甥姪がある(融資がある場合は**相続人が必須**。また委託者と受託者の**年齢が近い者はNG**)
- **後継受託者は必須**。たまにその時に選任するような書き方があるが必ず指名すること(受託者の空白時を回避)
- 後継受託者は**融資がある場合は受託者の配偶者または子供**(兄弟姉妹は回避する)

## 9. 信託契約書の注意点 ④受益者

- 委託者兼受益者が認知症となった場合を想定して受益者代理人は必須
  - その就任事由は、『委託者が意思能力を欠くと受託者が判断したとき』等、また万一受益者代理人が就任しない場合は、『親族または専門的知識を有するものから受託者が選任する』等としておく（例えば受益者代理人が死亡や破産した場合など）
  - 受益者代理人は受託者と意見が分かれるような者を指名しておくとならば後々問題が生じる（例：信託の変更）
- 上記だと委託者が意思能力を欠いた後受託者の思いのままになりかねないと危惧する意見もある

## 9. 信託契約書の注意点 ⑤ 受益権

- 受益権は譲渡及び質権設定を禁止。これは受託者の信託運営上必要
- 融資がある場合必要に応じて、受益者と受託者の合意がある場合は許可し、その代わり債権者である金融機関の書面による承諾が必要としておく(金融機関が受益権に質権設定ができる余地を残しておく)

## 9. 信託契約書の注意点 ⑥債務

- 受託者が信託内借入れを行う設定とするときは**信託財産責任負担債務**の内容を明記しておく(信託目的を達成するために必要な借入)
  - 担保設定できる、火災保険に質権設定できるなども明記しておく
  - 信託終了時債務が残っている場合に**帰属権利者がそのまま債務を引き継ぐ**ことにする場合(**相続財産の負の財産としておく**)、その旨明記しておく
- (通常**信託終了時に資産と負債を相殺**し残余財産を引き継ぐので、そうではないと明記する)

# 《注意する融資条件》

- 収益物件が最寄駅から**徒歩10～15分圏内**であること
- 信託契約締結後の信託財産責任負担債務については**委託者を連帯保証人**としない
- 受託者は**無限責任**ではあるが、受託者の固有の財産を当初から**担保に入れない**(委託者との共有等は除く)
- **遺留分**を侵害する可能性が高い信託契約は受け付けない(**事前に相続税の試算を行う**)
- 不動産の一部を信託する場合、信託財産以外の財産と**損益通算が出来ない**ので**注意が必要**

※信託財産責任負担債務を明記した契約書(案)を受けることがあるが基本的には**当金庫所定の弁護士に作成**または**チェック**することが必要となる →**現在検討課題**

## 9. 信託契約書の注意点 ⑦追加信託

- 委託者は**金銭の追加信託**ができると明記しておくこと
  - 振り込みが入ってきたときこれがないと受けられないことになるが現実問題としてチェックできない
  - 委託者の意思が確認できないので口座作成後長期間経過後に多額の振り込みはご遠慮願う(特に少額で口座作成後残りの金銭を後から振り込む場合)

## 9. 信託契約書の注意点 ⑧信託の変更

- 信託法149条に『**信託の目的に反しない**こと及び受益者の利益に適合することが**明らかな**場合』**受託者が単独で変更可能**ではあるが、受益者または受益者代理人と受託者の合意等により変更できる旨明記する
  - 基本的に信託契約の内容の変更があった場合当金庫に届け出るように特約規定を結ぶが、そもそも信託の変更が明記されていない場合は変更を受付られない
  - 融資**がある場合は『**金融機関の書面による承諾が必要**』と明記する
  - 受託者変更**の場合、口座は**名義変更手続き**となる  
(受託者**死亡**で変更の場合はその**相続人**が手続する)

## 9. 信託契約書の注意点 ⑨清算受託者

- 信託の終了事由により終了した場合、当金庫は**清算受託者に対し支払う**ため、清算受託者の明記は必須（ほとんどが終了時の受託者）
  - 帰属権利者から請求があった場合でも支払わない

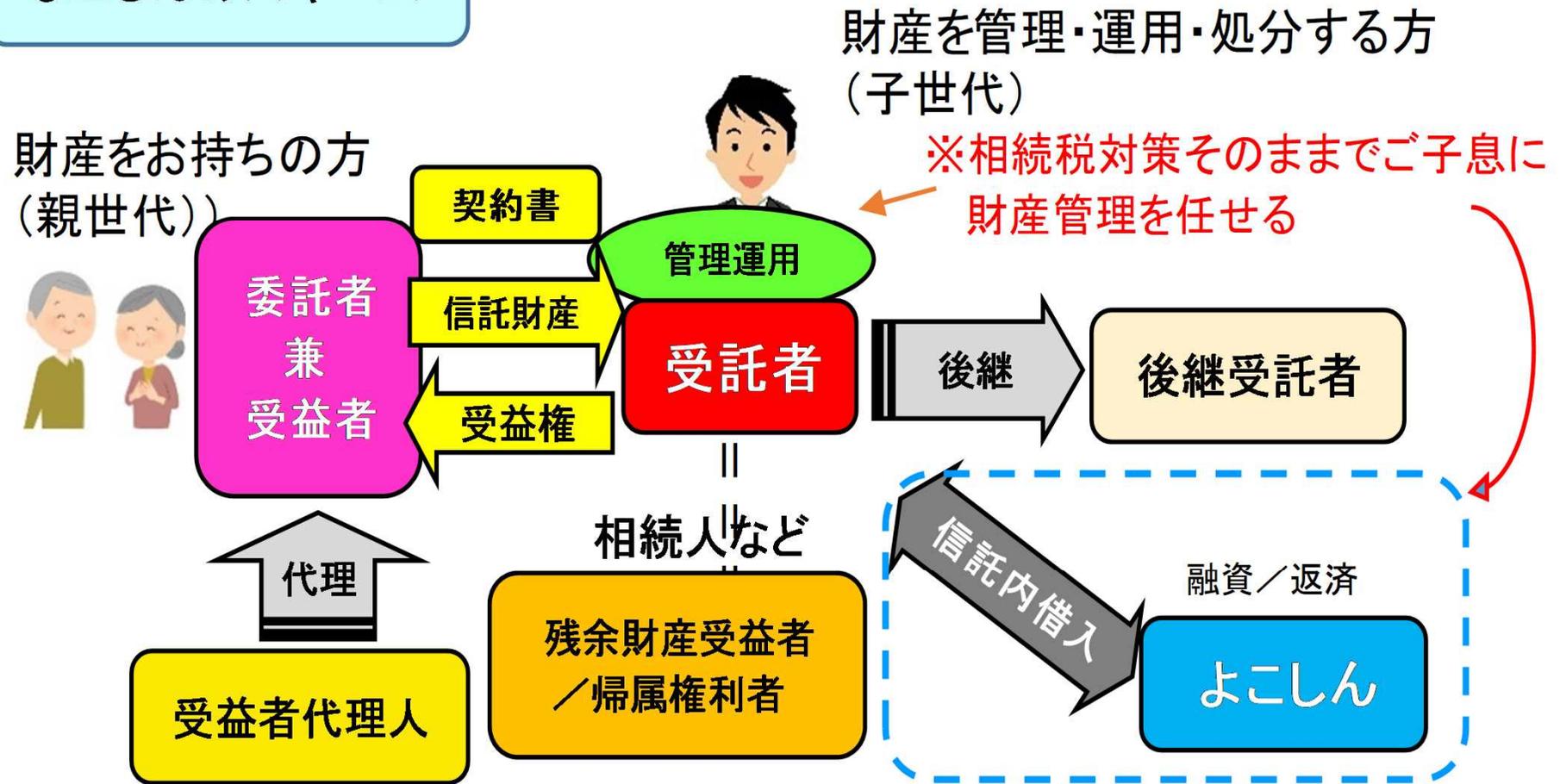
## 9. 信託契約書の注意点 ⑩帰属権利者

- 帰属権利者は特定していること  
→『〇ヶ月以内に分割協議を行い決定する』というようなものは認めていない(相続人間のトラブルに巻き込まれないようにするため)
- 帰属権利者が先に死亡していることもあるのでなるべく後継帰属権利者も明記しておくこと
- 信託財産責任負担債務が残っている場合に『金融機関から債務の引き継ぎを要請された場合帰属権利者が債務を引き受ける』等明記すること

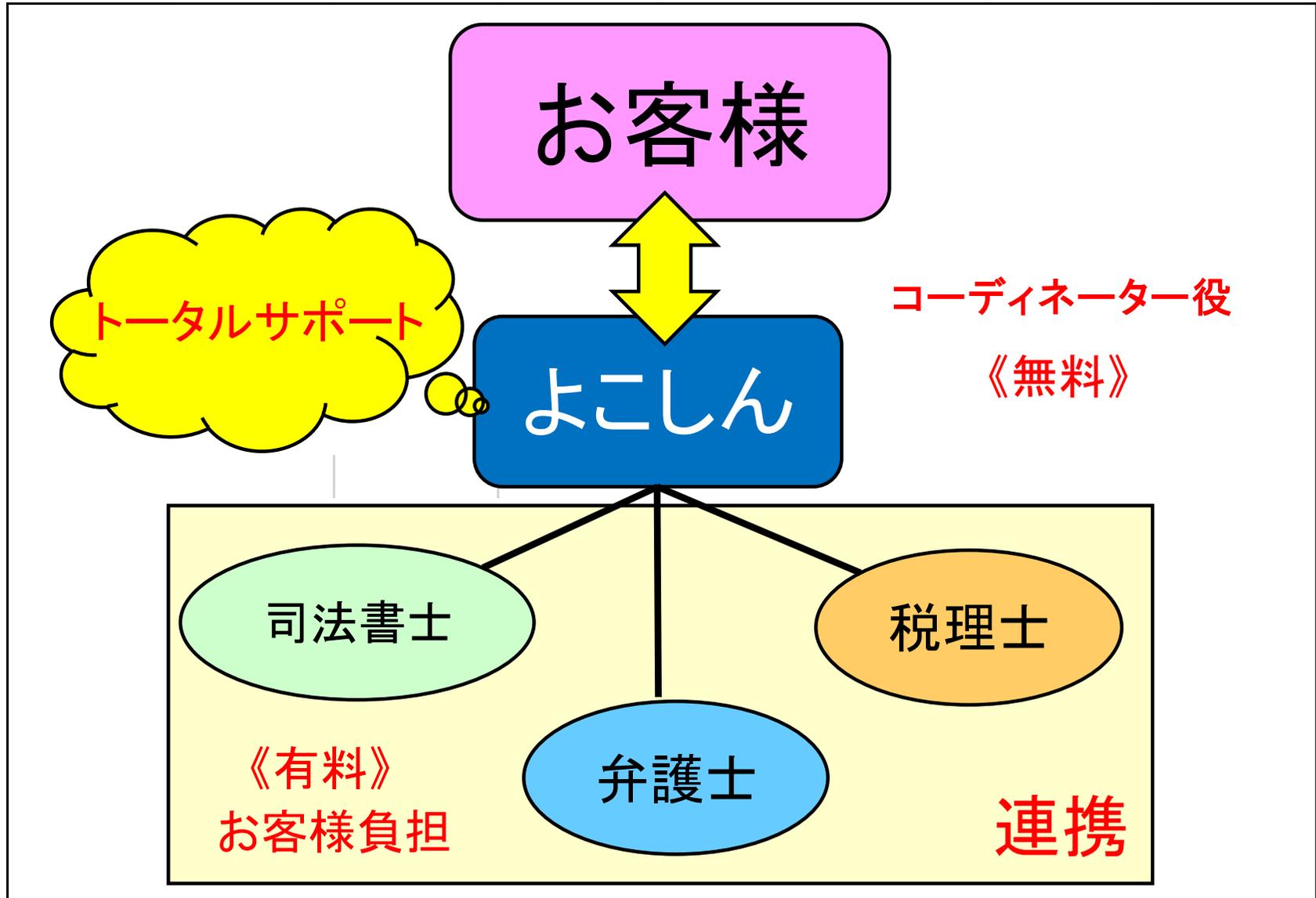
# 10. 標準的な審査期間

- 信託口座作成のみ・・・士業からメールで信託契約書が送られてきたら1週間以内に回答している(大体修正が必要なので2, 3週間は掛かる)
- 融資がある場合・・・お客様や士業との打ち合わせが数回必要、よって2, 3ヶ月は掛かっている

# よこしんのスキーム



※信託をしたからといって遺留分侵害請求権がなくなるものではないので注意が必要。



# 11. まとめ ～信託契約書について～

- ①信託契約書は士業が作成した公正証書であること  
(公正証書にする前に事前に相談してください)
- ②後継受託者がいること
- ③受益者代理人がいること(判断能力が衰えたとき)
- ④追加信託が出来ること(しかし少額新規は原則不可)
- ⑤信託契約の変更が出来ること
- ⑥清算受託者を明記していること
- ⑦その他・・・契約の内容に矛盾がないこと  
(ケースによって贈与となるものが見受けられる)

# 11. まとめ ～信託口座開設時について～

- ①委託者兼受益者及び受託者が来店し手続きが必要
- ②上記来店者の本人確認資料が必要
- ③当金庫は信託契約書に責任を負わない旨の書類に署名
- ④信託契約に変更が生じた場合は届出る旨の書類に署名
- ⑤印鑑は当金庫取引印または実印（印鑑証明書添付）
- ⑥士業の方と口座開設まで本部がメールでサポートします

※当金庫の信託口座は倒産隔離機能が付いています  
よって例えば受託者である子世代が先に死亡したとしても  
相続財産として信託口座が凍結されることはありません

## 12. 民事(家族)信託の必要性について

- ① 認知症になってからでは遅い。それは介護の世界も同様。スーパー超高齢社会ではお金の準備が必要で有り、社会全体として信託(民事+商事)を広める必要がある(国に頼らない)。
- ② 子が親を助けるという家族の絆を深める意味でも、民事(家族)信託の重要性が増していくと信じる。

# ご清聴ありがとうございました

本件に関するお問い合わせは、  
横浜信用金庫ソリューション支援部まで  
ご連絡ください。

《よこしん》ふれあいプラザ（ソリューション支援部）

フリーダイヤル 0120-454-201

各種相談担当

岡（真澄）、岡（剛）